

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年3月4日(2021.3.4)

【公開番号】特開2021-6521(P2021-6521A)

【公開日】令和3年1月21日(2021.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2021-003

【出願番号】特願2020-107146(P2020-107146)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/34 (2006.01)
A 6 1 K 8/37 (2006.01)
A 6 1 K 8/44 (2006.01)
A 6 1 K 8/46 (2006.01)
A 6 1 K 8/55 (2006.01)
A 6 1 K 8/63 (2006.01)
A 6 1 K 8/41 (2006.01)
A 6 1 K 8/73 (2006.01)
A 6 1 Q 19/00 (2006.01)
A 6 1 K 47/10 (2006.01)
A 6 1 K 47/14 (2006.01)
A 6 1 K 47/18 (2006.01)
A 6 1 K 47/20 (2006.01)
A 6 1 K 31/573 (2006.01)
A 6 1 K 31/245 (2006.01)
A 6 1 P 17/00 (2006.01)
A 6 1 P 29/00 (2006.01)
A 6 1 P 17/04 (2006.01)
A 6 1 P 37/08 (2006.01)
A 6 1 K 31/727 (2006.01)
A 6 1 K 31/164 (2006.01)
A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/34
A 6 1 K 8/37
A 6 1 K 8/44
A 6 1 K 8/46
A 6 1 K 8/55
A 6 1 K 8/63
A 6 1 K 8/41
A 6 1 K 8/73
A 6 1 Q 19/00
A 6 1 K 47/10
A 6 1 K 47/14
A 6 1 K 47/18
A 6 1 K 47/20
A 6 1 K 31/573
A 6 1 K 31/245
A 6 1 P 17/00
A 6 1 P 29/00
A 6 1 P 17/04

A 6 1 P 37/08
A 6 1 K 31/727
A 6 1 K 31/164
A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月4日(2020.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の成分(A)～(E)を含有し、成分(A)と成分(B)の質量比(A)/(B)が0.35以上1.5以下、成分(C)の含有量が0.1質量%以上1質量%以下、25℃におけるpHが4.0以上7.0以下である皮膚外用剤。

(A) 炭素数14以上20以下の脂肪族アルコールから選ばれる1種以上

(B) 多価アルコール脂肪酸エステル型非イオン界面活性剤から選ばれる2種以上

(C) N-アシルアミノ酸、N-アシルタウリン及びそれらの塩、並びにリン脂質から選ばれる1種以上

(D) ステロイド系抗炎症剤、非ステロイド系抗炎症剤及びヘパリノイドから選ばれる1種以上

(E) 水

【請求項2】

成分(A)と成分(B)の質量比(A)/(B)が0.35以上1.0以下である請求項1に記載の皮膚外用剤。

【請求項3】

成分(A)と成分(C)の質量比(A)/(C)が1.0以上15以下である請求項1又は2に記載の皮膚外用剤。

【請求項4】

成分(B)が、(b1)HLBが3以上7以下である多価アルコール脂肪酸エステルの1種以上と、(b2)HLBが11以上16以下である多価アルコール脂肪酸エステルの1種以上とからなり、それらの質量比(b1)/(b2)が0.25以上4.0以下である請求項1～3のいずれか1項に記載の皮膚外用剤。

【請求項5】

成分(D)の含有量が、0.025質量%以上6.5質量%以下である請求項1～4のいずれか1項に記載の皮膚外用剤。

【請求項6】

成分(C)が、N-アシルグルタミン酸ナトリウム、N-アシルメチルタウリンナトリウム及び水添レシチンから選ばれる1種以上である請求項1～5のいずれか1項に記載の皮膚外用剤。

【請求項7】

更に成分(F)として、セラミド類を含有する請求項1～6のいずれか1項に記載の皮膚外用剤。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 1 2 】

〔成分(B)：2種以上の多価アルコール脂肪酸エステル型非イオン界面活性剤〕

成分(B)としては、シヨ糖脂肪酸エステル、グリセリン脂肪酸エステル、ポリグリセリン脂肪酸エステル、モノ脂肪酸ソルビタン、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビット脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレン硬化ヒマシ油等が挙げられ、これらの2種以上を組み合わせ用いる。2種以上の多価アルコール脂肪酸エステルの組合せとしては、ラメラ構造を有する乾燥塗膜を形成する観点から、(b1)HLBが3以上7以下、より好ましくは4以上6以下である多価アルコール脂肪酸エステルの1種以上と、(b2)HLBが11以上16以下、より好ましくは13以上15以下である多価アルコール脂肪酸エステルの1種以上との組合せが好ましい。また、同様の観点から、これらの質量比(b1)/(b2)は、好ましくは0.25以上、より好ましくは0.4以上、更に好ましくは0.6以上であり、また、好ましくは4.0以下である、より好ましくは2.0以下、更に好ましくは1.0以下である。

【 手 続 補 正 3 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 4 3

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 4 3 】

< 6 >

好ましくは、成分(B)がシヨ糖脂肪酸エステル、グリセリン脂肪酸エステル、ポリグリセリン脂肪酸エステル、モノ脂肪酸ソルビタン、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビット脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレン脂肪酸エステル及びポリオキシエチレン硬化ヒマシ油等から選ばれる2種以上の組み合わせである< 1 > ~ < 5 > のいずれか1項に記載の皮膚外用剤。

【 手 続 補 正 4 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 0 4 4

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 0 4 4 】

< 7 >

好ましくは、成分(B)が(b1)HLBが3以上7以下、好ましくは4以上6以下である多価アルコール脂肪酸エステルの1種以上と、(b2)HLBが11以上16以下、好ましくは13以上15以下である多価アルコール脂肪酸エステルの1種以上とからなり、それらの質量比(b1)/(b2)が好ましくは0.25以上、より好ましくは0.4以上、更に好ましくは0.6以上であり、また、好ましくは4.0以下である、より好ましくは2.0以下、更に好ましくは1.0以下である< 1 > ~ < 6 > のいずれか1項に記載の皮膚外用剤。